

総務市民委員会 会議録

日 時 令和5年5月12日（金曜日）

午前11時5分開会 午前11時33分閉会

場 所 第3委員会室

日 程

- 1 開 会
- 2 委員長挨拶
- 3 協議事項及び報告事項
（1）市長公室関係
（2）総務部関係
- 4 その他
- 5 閉 会

出席委員（8名）

委員長	奥谷	崇
副委員長	目黒	英一
委 員	古沢	喜幸
委 員	篠塚	昌毅
委 員	小坂	博
委 員	滝田	賢治
委 員	菅井	歩美
委 員	柳澤	健二

説明のため出席した者（5名）

市長公室長	船沢	一郎
総務部長	塚本	哲生
政策企画課長	佐々木	啓
行革デジタル推進課長	元川	宏
課税課長	田中	裕之

事務局職員出席者

次長補佐 小野 聡

傍聴者（0名）

○小野議会事務局次長補佐 改めまして、おはようございます。はじめに、総務市民委員会の担当は津久井でございますが、現在療養中でございますので、代わりまして小野が務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。はじめに、土浦市議会委員会条例の規定により、委員長、副委員長の互選をお願いいたします。互選に当たりましては、委員長が選出されるまでの間、年長の委員に座長をお願いしたいと存じます。座長は、古沢委員をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○古沢委員 ただ今の事務局説明のとおり、座長として、委員長が決まるまで進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。ただ今から総務市民委員会を開催いたします。それでは、委員長を皆様の互選により決定したいと思いますのですが、いかがでしょうか。

(「奥谷委員に」という声あり)

○古沢委員 ただ今、奥谷委員を委員長にとの御意見がありました。奥谷委員を委員長とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○古沢委員 御異議なしと認めます。よって、奥谷委員を委員長とすることに決しました。それでは、委員長と席が変わります。奥谷委員長、よろしくお願いいたします。

○奥谷委員長 それでは、副委員長を皆様の互選により選出したいと思いますのですが、いかがでしょうか。

(「目黒委員に」という声あり)

○奥谷委員長 ただ今、目黒委員を副委員長にとの御意見がありました。目黒委員を副委員長とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○奥谷委員長 御異議なしと認めます。よって、目黒委員を副委員長とすることに決しました。それでは、副委員長席へ御移動をお願いします。

(目黒委員が副委員長席へ移動)

○奥谷委員長 ありがとうございます。つづきまして、日程に従いまして、一部事務組合議会議員、各種委員会等の委員の選出につきまして、順次御協議をお願いいたします。まず、土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合議会議員に1名です。

○篠塚委員 もうすぐ完成しますので、引き続き、小坂委員を推薦します。

○奥谷委員長 では、小坂委員に御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○奥谷委員長 では、小坂委員よろしくお願いいたします。つづきまして、産業文化事業団理事に1名です。なお、任期が6月21日からでございますが、いかがでしょうか。

(篠塚委員挙手)

○奥谷委員長 ただ今、篠塚委員から挙手がございましたので、よろしければ篠塚委員をお願いしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

○奥谷委員長 では、篠塚委員よろしく願いいたします。つづきまして、土浦市防災会議委員に2名です。こちらにつきましては、いかがでしょうか。

(古沢委員、目黒委員挙手)

○奥谷委員長 ただ今、古沢委員と目黒委員から挙手がありましたので、よろしければお二人にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

○奥谷委員長 では、古沢委員、目黒委員よろしく願いいたします。つづきまして、土浦市環境審議会委員に1名です。こちらにつきましては、いかがでしょうか。

(滝田委員挙手)

○奥谷委員長 ただ今、滝田委員から挙手がありましたので、よろしければ滝田委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

○奥谷委員長 では、滝田委員よろしく願いいたします。つづきまして、土浦市廃棄物減量等推進審議会委員に1名です。こちらにつきましては、いかがでしょうか。

(柳澤委員挙手)

○奥谷委員長 ただ今、柳澤委員から挙手がありましたので、よろしければ柳澤委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

○奥谷委員長 では、柳澤委員よろしく願いいたします。つづきまして、土浦市都市計画審議会委員に1名です。こちらにつきましては、いかがでしょうか。

○篠塚委員 委員長お願いします。

○奥谷委員長 ただ今、篠塚委員から委員長にというお話がございましたが、そのような形でよろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

○奥谷委員長 それでは、私が委員として務めさせていただきます。よろしく願いいたします。つづきまして、学校給食センター運営審議会委員に1名です。こちらにつきましては、いかがでしょうか。

(菅井委員挙手)

○奥谷委員長 ただ今、菅井委員から挙手がありましたので、よろしければ菅井委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

○奥谷委員長 では、菅井委員よろしく願いいたします。つづきまして、学区審議会委員に1名です。こちらにつきましては、いかがでしょうか。

(目黒委員挙手)

○奥谷委員長 ただ今、目黒委員から挙手がありましたので、よろしければ目黒委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

○奥谷委員長 では、目黒委員よろしく願いいたします。つづきまして、男女共同参

画推進委員会委員に1名です。こちらにつきましては、いかがでしょうか。

(「菅井委員で」という声あり)

○奥谷委員長 ただ今、菅井委員を推薦という声がありましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

○奥谷委員長 では、菅井委員よろしくお願ひいたします。つづきまして、土浦市多文化共生推進プラン検討委員会委員に1名です。こちらにつきましては、いかがでしょうか。

(柳澤委員挙手)

○奥谷委員長 ただ今、柳澤委員から挙手がありましたので、よろしければ柳澤委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

○奥谷委員長 では、柳澤委員よろしくお願ひいたします。委員等の選出につきましては、以上でございます。6月定例会の事前委員会の日程についてです。5月29日月曜日、10時からでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

○奥谷委員長 つづいて、初議会において提出予定議案について、執行部から説明をお願いしたいと思います。

(執行部入室)

○奥谷委員長 ただ今から総務市民委員会を開会いたします。市議会議員選挙後初めての委員会となりますので、簡単に自己紹介を行いたいと思います。それでは、この度総務市民委員長を拝命いたしました奥谷崇でございます。総務市民委員会は初めての担当となりますので、皆さんの協力をいただきながら、進めてまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○目黒副委員長 副委員長の目黒英一です。私も総務市民委員会は初めてでございますので、しっかり勉強しながら取り組んでまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

○古沢委員 古沢喜幸と申します。よろしくお願ひいたします。

○篠塚委員 篠塚昌毅と申します。総務市民委員会は2期目となります。よろしくお願ひします。

○小坂委員 小坂博です。総務市民委員会は初めてですので、よろしくお願ひいたします。

○滝田委員 滝田賢治です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○菅井委員 菅井歩美と申します。よろしくお願ひいたします。

○柳澤委員 柳澤健二と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○船沢市長公室長 市長公室長の船沢でございます。よろしくお願ひいたします。

○佐々木政策企画課長 政策企画課長の佐々木と申します。よろしくお願ひいたします。

○元川行革デジタル推進課長 行革デジタル推進課長の元川と申します。よろしくお願ひいたします。

○塚本総務部長 総務部長の塚本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○田中課税課長 課税課長の田中と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○奥谷委員長 それでは、協議事項に移ります。資料はサイドブックス、令和5年、5月12日開催のフォルダをお開きください。資料①ア令和5年度土浦市一般会計補正予算第3回（案）、TX延伸事業について、説明を願います。

○佐々木政策企画課長 政策企画課でございます。私のほうからは、今臨時会で上程予定でありますTX延伸事業の補正予算（案）につきまして、御説明をさせていただきます。つくばエクスプレス延伸事業の補正予算（案）につきましては、補正予算の説明に入る前に、これまでの経緯等につきまして、若干御説明をさせていただきます。茨城県におきまして、平成30年度に策定した総合計画において、2050年頃の茨城グランドデザインの県土を支える社会基盤の中で、つくばエクスプレスの県内延伸ルートの構想として、①筑波山方面、②水戸方面、③茨城空港方面、④土浦方面の4方面を示しております。そのような中、昨年2月に、茨城県の当初予算案で、つくばエクスプレスの県内延伸を具体化するために、調査検討費用として1,800万円を盛り込み、検討にあたっては、有識者などを含めた第三者委員会を設立し、需要予測、概算事業費、整備効果などを比較整理した上で、令和4年度中に、4方面について一本化を図る方針が示されました。ここで、資料の3のこれまでの経緯を御覧いただき、このような県の動きを受け、本市では、土浦への接続を実現させることを目標といたしまして、昨年4月5日に、各経済団体の皆様や全地区の区長の皆様とともに、TX土浦延伸を実現する会を発足いたしました。そして、6月12日には、クラフトシビックホールにおいて、約580名の方々にお集まりいただき、盛大に決起大会を開催したところです。さらに積極的に署名活動も実施し、いただいた署名を要望書とともに副知事に手渡したところでございます。そのうえで、1の補正の理由を御覧いただきまして、県が設置するTX県内延伸に関する第三者委員会が、3月31日に、延伸方面を土浦方面とする提言書を知事に提出いたしました。県では、現在パブリックコメントを実施しており、6月末を目途に、延伸方面を正式決定することとしております。このような状況を踏まえ、本市といたしましても、市の指針となります第9次土浦市総合計画に位置付けたつくばエクスプレスの土浦への延伸の実現に向け、引き続き、TX土浦延伸を実現する会の活動を支援することを目的として、補正予算を計上したいというものでございます。2の補正予算額を御覧いただき、今年度、TX土浦延伸を実現する会において予定している報告会の開催や要望活動、機運醸成に係る取組などに対して、事業費補助金として、100万円を増額補正し、支援したいというものです。説明につきましては、以上となります。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

○古沢委員 これについてね、問題は財源なんですけど、財源と延伸にするにはどのくらいの費用がかかるのかについては把握しておりますか。

○佐々木政策企画課長 財源につきましては、先日知事も話しておりましたが、今からの問題はこの事業を進めるに当たって、沿線自治体との連携を密にしなければならない

といった話でございました。前は沿線自治体と負担割合を設けてやっているということで、今回その部分がまず決まっていなくて、こういった負担になるのかということがまだ分からないところがございますけれども、壮大なプロジェクトになりますことから、県若しくは国が実施主体としてやるべきものとなってございます。費用についても、高架でやるのか若しくはもぐらせるのかということで、費用は大幅に異なります。既存のTXについては、1キロ当たり160億という数字が出ておりますけれども、土浦からつくばに延伸する費用というのはまだ試算されてございません。以上でございます。

○古沢委員 実施主体は国と県と言いましたが、土浦市も当然お金を請求されるんでしょう。

○佐々木政策企画課長 土浦市も当然出資することになるかと思います。土浦市に延伸ということでございますので。

○古沢委員 工事総費用のうち、お金を出すとすれば土浦市はどのくらいの割合になるんですか。

○佐々木政策企画課長 今回の提言書の中で土浦駅とつくば駅を結んだ場合の費用として、1,400億というのが概算で出てございます。先ほどお話ししたとおり、これを県と市で負担するというのはまず不可能なことで、知事もTXの既存の沿線自治体と話し合いをしていきたいと。まず、ここが一番大事なんだという話をしているかと思います。その辺で実際の市の費用負担がどうなるのか決まるということで、今いくらになるのかというのが分からないというのが正直なところでございます。

○古沢委員 費用負担について、会社はゼロ円ということなんですか。

○佐々木政策企画課長 会社が当然費用負担をするということで、前回沿線自治体の出資と沿線自治体の県からの借入れ、事業主体の借入れ、これで整備をした経緯がございます。当然事業主体も負担する話になります。

○古沢委員 事業主体というのは、国と県なの。それとも土浦市も入るんですか。

○佐々木政策企画課長 事業主体は首都圏新都市鉄道というところが、TXの事業者となってございます。そこに、市は費用分を出資する形になるのかなというふうに思っております。事業主体にはならないです。

○古沢委員 国が間違いなく入るということですか。県も。

○佐々木政策企画課長 TXは首都圏新都市鉄道という株式会社が運営しているところでございます。そこに、国、県、沿線自治体が出資したというような状況でございます。

○古沢委員 沿線自治体ということは、つくば市と土浦市ということですか。

○佐々木政策企画課長 今の話は既存のTXの話でして、東京都、千葉県、埼玉県、あと沿線の三郷ですとか、柏ですとか、当然つくば市、守谷、そういった所が出資したということでございます。これからの部分については、土浦とつくばということで、関係あるのはつくばと土浦だけという形になるかもしれませんが、そこを県知事が先日沿線自治体のほうと話し合っていくと、そういった話をしていたかと思います。

○古沢委員 問題はね、採算が採れるかどうかということが問題ですよ。その辺は、

どう見通していますか。

○佐々木政策企画課長 先日の提言書の中に詳しく書いてございます。実現可能性の部分ですね。ほかの方面については、ありえないとまでは書いてなかったですけども、土浦駅方面は現状で優位だということで、B/Cですね。分子に便益があって、下にコストがあって、土浦市、先ほど1,400億円というお話をしました。便益が当然入ってくるお金だけではなくて、例えば自然ですとか環境ですとか、時短効果ですとか、そういった効果も含めて金銭に換算して出したもので、土浦延伸であっても0.6と、一般的に国のルールではそれが1を超えると上回る便益があると言われている中で土浦のほうも0.6とそういった試算が出されている状況でございます。

○古沢委員 現在のね、つくばセンター駅ですか、あの場所と土浦駅との人の交流というのは大体把握していますか。

○佐々木政策企画課長 これも提言書の中に書かれてございます。つくば駅と土浦駅はバスでつながってございます。土浦は今バス路線が減っている中でもこの路線というのは、ドル箱になっていると。1時間に2、3本出ている時間帯もあるといったことで、1日当たり7万から8万の往来があると提言書にしっかり書いてあるところでございます。

○柳澤委員 不勉強なもので教えていただきたいのですが、便益比0.6という数字が出ているんですけども、これはあくまで現時点での土浦延伸したものを想定しているのか、それとも今後30年後、40年後といった時に延びた時を想定しているのか。あくまで現在のものですかね。

○佐々木政策企画課長 便益比については、第三者委員会で、今現在土浦市に延伸した場合にどういった効果があるのかといったことで、今回先ほどお話しした時短ですね、今回四つの視点、実現可能性という視点で調査したとのことでございますけれども、つくばと水戸の時短効果ですとか、バスと電車で行くのと、TXが土浦に延伸されてそれで水戸に行く部分で、当然土浦駅というのは特急が走っていますので早くなると。そういった効果と車を使っている方が電車を利用するという環境への負荷に対する効果などを想定して0.6という数字を出されたようでございます。

○奥谷委員長 ほかに御質問はございますか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料①イ令和5年度土浦市一般会計補正予算第3回案、マイナポイント付与に係る事務補助事業について、説明をお願いします。

○元川行革デジタル推進課長 行革デジタル推進課でございます。本件につきましては、マイナポイント付与に係る事務補助事業に関する補正でございます。補正の理由から御説明させていただきたいと存じます。国のマイナポイント事業実施に伴い、本市におきましては、令和2年7月から本庁舎1階にマイナポイント申込支援ブースを設置して市民の皆様への対応を行っておりますが、本年3月31日付けで国から通知があり、本年5月末までとしていたポイント申込期限が、9月末まで延長されました。これを受けて、マイナポイント申込支援ブースの設置を延長するために必要な経費等について、増額補

正をお願いするものです。歳出の内容につきましては、2款総務費、1項総務管理費、10目事務管理費の10節需用費として、申込期限の延長に伴い、追加で必要となる窓口配布用のマイナポイント広報チラシの印刷製本費4万7,000円及び12節委託料として、延長期間分のマイナポイント申込支援ブースに係る業務委託料691万9,000円、合計で696万6,000円となります。なお、歳入につきまして、本事業の経費は、これまでマイナポイント交付事務費補助金により全額国庫補助で賄われておりましたが、ポイント申込期限延長の通知と同日付けの国からの事務連絡で、令和5年度においては、個人番号カード交付事務費補助金にて措置する旨の通知がありました。つきましては、16款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金の1節総務費補助金について、当該補正の増額分に加えまして、当初予算に計上しております本業務に従事していただいている会計年度任用職員の人件費の新たに補助の対象となる分を増額するとともに、マイナポイント交付事務費補助金として当初計上していた4、5月分の経費の財源を更正するものです。なお、本事業のスケジュールにつきましては、資料下部に記載の予定で進めてまいりたいと存じます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

○篠塚委員 歳入のほうで、単純にマイナポイント事業が個人番号カードと事業名が変わったという理解でよろしいんですか。

○元川行革デジタル推進課長 これまで、マイナポイント事業に係る人件費や業務の委託料はマイナポイント事業費補助金で全額賄われておりました。それを受けて、当初予算では4、5月分、延長になる事前の経費につきまして、これまで同様マイナポイント事業費補助金に計上していたんですけれども、国のほうでは今年度についてはこちらのマイナポイント事業費補助金ではなく、個人番号カード交付事務費補助金で措置しますとのことで、当初計上していたものを全額個人番号カード交付事務費補助金のほうに振り替えるような内容となっております。

○篠塚委員 マイナンバーカード関係の補助金は、こういった名称が違うものがいくつかあるんですか。それとも統一してこれでやっていくということで国の方針が決まっているんですかね。いくつもあると、補助の申請で手違いがあったり、間違ったりして貰えなかったりしたら困るので、その辺はどのようになっていますか。

○元川行革デジタル推進課長 行革デジタル推進課のほうではマイナポイントのほうにしか従事しておりませんで、そちらがマイナポイント事業費補助金という補助金ですけれども、個人番号カード交付事務費補助金については市民課でマイナンバーカードの交付に要する経費ということで区分けがされておまして、それを今年度は市民課のほうの補助金と併せてポイントのほうも措置しますというような通知でありまして、今後どうするかというのがまだ記載がないものですから、国の動向を注視して、漏れない対応を心掛けたいと思います。

○奥谷委員長 ほかに御質問はございますか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 つぎに、資料②令和5年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における電気、ガス、食料品等価格高騰重点支援地方交付金について、説明をお願いします。

○佐々木政策企画課長 政策企画課でございます。私のほうからは、今回の臨時会において、国における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業についての補正予算を計上させていただいております。その地方創成臨時交付金の概要につきまして、御説明をさせていただきます。タブレットでは、一つお戻りいただきまして、資料②新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金についてをお開き願います。

まず、1の令和5年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を御覧いただきまして、この交付金でございますが、これまでも、国から、感染症対策や感染終息後の経済対策などへの重点的支援を目的として7回ほど交付をされております。そのような中、昨年度の末に、昨今のエネルギーや食料品価格等において、物価高騰等の影響を受けている生活者や事業者に対しまして、より重点的に活用されるよう、新たに電力、ガス、食料品等価格高騰重点支援地方交付金として交付されることとなったものです。

2の交付限度額を御覧いただきまして、今回は、二つの区分において、それぞれ限度額が示されております。まず、一つ目といたしましては、物価高騰の影響が大きい低所得世帯への負担軽減を図ることを目的とした低所得世帯支援分で、限度額といたしましては、今後の追加交付分を含み、5億6,955万8,000円となっております。つづきまして、二つ目といたしましては、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、支援を行うことを目的とした事業で、こちらは、国において、効果的と考えられる推奨メニューも示されておりますが、限度額といたしましては、3億2,570万2,000円となっております。3の電力、ガス、食料品等価格高騰重点支援地方交付金の活用事業を御覧いただきまして、こちらは、参考までに付けさせていただいたものであり、それぞれ文教厚生委員会と産業建設委員会へ付託する案件となりますが、(1)の低所得世帯支援分といたしましては、社会福祉課において、低所得世帯に対して、1世帯当たり3万円を給付する価格高騰給付金給付事業と、(2)の推奨事業メニュー分といたしまして、商工観光課において、5,000円で1万円分の商品券を発行するプレミアム率100%のプレミアム商品券発行事業の補正予算を当臨時会において計上する予定となっております。説明については以上となります。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

○目黒副委員長 (2)の推奨事業メニューのプレミアム付き商品券について、昨年も行われたように本年も行われるということで、時期や販売方法などは昨年同様となりますでしょうか。

○佐々木政策企画課長 商工観光課が担当している事業ですので、はっきりとは分からない部分がございますけれども、基本的に前回と同じような形でやると、5,000円で1万円の100%プレミアム率で実施するといったことで、時期については聞いてございません。

○奥谷委員長 ほかに御質問はございますか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 私のほうから一点。1の交付金についての理由の中に、事業者という言葉がありますけれども、こちらの委員会に出されたのは、低所得者世帯への負担の軽減ということで、給付金の支給ということですが、別に事業者用のメニューというものはあるんでしょうか。

○佐々木政策企画課長 今回2種類の交付金が示されております。まず、低所得者支援枠として1世帯当たり3万円を給付するという部分と、もう一つは前回と同じ電気、ガス、食料品等価格高騰重点支援交付金ということで、国のほうで生活者支援と事業者支援ということで、推奨メニューは示されてございます。その中で、市で何をやるのかという部分でございまして、昨年度末に電気、ガス、食料品等価格高騰重点支援交付金を使って事業者支援などを行っていると思います。今回は3億弱でございまして、これを生活者支援の推奨事業であります消費、下支え等を通じた生活者支援と、これに全て充てると、そういった考えで予算を計上しているといったところでございます。

○奥谷委員長 はい、分かりました。ありがとうございます。つぎに、資料③専決処分の承認について、土浦市税条例の一部改正について、説明をお願いします。

○田中課税課長 課税課でございます。土浦市税条例の一部改正の専決処分を行ったものについて、御報告いたします。サイドブックの資料③の1ページをお願いいたします。1の改正の趣旨でございしますが、地方税法等の一部を改正する法律等が、3月の通常国会において可決・成立し、令和5年4月1日から施行となりましたことから、市税条例も地方税法に合わせて改正する必要があるでございますので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分により、改正をさせていただくものでございます。つづきまして、2の改正の内容について御説明いたします。はじめに、個人市民税・法人市民税・たばこ税関係でございしますが、今回の改正は、これら三つの税目の納付に関するものですが、電子納付に活用可能な様式を地方税法施行規則において様式を新設したため、条文中に新設された様式を追加するものです。つづきまして、2ページをお願いいたします。個人市民税関係につきましては、表の1番目の市税条例付則第11条肉用牛の売却による所得に係る市民税の課税の特例についてでございます。肉用牛を出荷するまでには期間を要することから、特例の適用期限をさらに3年延長するものでございます。今回の改正により、延長期間は令和7年度から9年度までとなります。つづきまして、付則第20条の2優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例でございしますが、引き続き、優良住宅地を確保するため、特例の適用期限を、こちら3年間延長するものでございます。今回の改正により、延長期間は、令和6年度から8年度の3年間となります。つづきまして、軽自動車税関係につきましては、表の1番目の付則第18条の2及び6軽自動車税の環境性能割の非課税及び税率の特例でございします。環境性能割は、軽自動車購入時に1回のみ課税されます。消費税引上げに伴い、臨時的軽減措置として非課税及び税率の1%分を軽減する規定が、新型コロナウイルス感染症対策によって、延長されておりました。こちらの軽減措置についての規定を削除するものです。つづきまして、付則第19条軽自動車税の種

別割の税率の特例についてでございます。軽自動車税の種別割とは、従来の軽自動車税で、原動機付自転車、軽自動車及び二輪の小型自動車など所有する方にかかる税で、より環境性能の良い車両の普及を後押ししていく観点から、グリーン化特例の適用期限が3年間延長されます。つづきまして、3ページをお願いいたします。固定資産税関係につきましては、表の2番目の付則第13条の2固定資産税の課税標準の特例割合（わがまち特例）で、一定の要件を満たす特定マンションについて長寿命化に資する大規模修繕工事を令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に実施した場合に、当該大規模修繕工事が完了した翌年度分の建物に係る固定資産税額を、国の基準と同じ割合の3分の1減額する規定を新設するものです。また、次の付則第13条の3において、当該特例を受ける際の特定マンションに係る申告書の市町村長への提出する書類について、規定するものです。つづきまして、都市計画税関係につきましては、付則第27条で、バス事業者が路線の維持に取り組みつつ、EVバスを導入する場合における変電・充電設備等に係る課税標準の特例措置を創設したものです。なお、固定資産税の改正につきましては、ページ上の固定資産税関係の表の1番目にあります付則第13条の読替規定の中で対応するものです。3の専決処分の日につきましては、国が公布した令和5年3月31日で、4の施行日は、令和5年4月1日でございます。4ページからが条例の改正文で、8ページからが新旧対照表でございますので、後ほど御覧ください。なお、地方税法が改正されましたが、市税条例において早急な改正を要しない内容のものにつきましては、改めて次回以降の議会に上程させていただき、議決をお願いする予定でございますので、よろしくお願いいたします。説明は、以上でございます。

○奥谷委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

○目黒副委員長 大変勉強不足で申し訳ございません。2ページの個人市民税関係の二つ目の所で、優良住宅地の造成等のためとありますけれども、優良住宅地というのは具体的にどのようなもの、今現在この地域だというのが御説明いただけるのであれば教えていただけたらと思います。

○田中課税課長 優良住宅地とは、まず道路の幅員が十分整備されて、下水道あるいは景観等も整備されて、区画も整備されている所で、市内で言いますと、おおつ野団地が該当となります。

○奥谷委員長 ほかに御質問はございますか。

（「なし」という声あり）

○奥谷委員長 私のほうから確認だけさせていただきます。先ほどの説明の2ページの所で、個人市民税関係で欄が二つありましたけれども、3年間適用期限を延長というふうにありましたが、それぞれ説明の中で、この資料では令和6年からと、下では令和5年からというふうに出ているのですが、先ほど御説明で上のほうは令和7年から、下のほうは令和6年からとおっしゃっていたように聞こえたんですが、どちらが正しいのでしょうか。

○田中課税課長 大変申し訳ございませんでした。肉用牛については、適用期限が令和6年までと、今回延長されるのが令和7年から9年とそういった改正でございます。下の優良住宅につきましても、適用期限が令和5年度まで、今回延長されるのが令和6年

から8年までの3年間といった内容でございます。

○奥谷委員長 分かりました。それでは、この資料はこれで合っているということよろしいんですね。

○田中課税課長 はい。

○奥谷委員長 分かりました。ありがとうございます。そのほか、執行部からございますか。

○船沢市長公室長 執行部からは以上でございます。

○奥谷委員長 委員の皆様から執行部に何かございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○奥谷委員長 以上で総務市民委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。